

町税を一時に納付できない方のために 猶予制度がございます

猶予が認められると・・・

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます

換価の猶予

町税を一時に納付することにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるときなど一定の要件に該当するときは・・・



その町税の納期限から6か月以内に、税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。

※申請する町税以外に、既に滞納となっている町税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する町税について適用されます。

徴収猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき
- ③事業を廃止し、又は休止したとき
- ④事業について著しい損失をうけたとき
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。
- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したとき

などにより、町税を一時に納付することができないときは・・・



税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

※上記⑤の場合は、納期限内に申請する必要があります。

町税を納期限までに納付できない場合には、お早めに税務課担当までご相談ください。
町税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押などの滞納処分を受けることがあります。

申請の手続き

▶提出する書類

- ①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」
- ②「財産目録」及び「収支の明細書」
- ③担保の提供に関する書類
- ④災害などの事実を証する書類(徴収猶予の場合)
※罹災証明書、医療費の領収証、廃業届、決算書等

▶申請の期限

換価の猶予：猶予を受けようとする町税の納期限から6か月以内

徴収猶予：表面①から④に該当する場合は申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。表面⑤に該当する場合は、その本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した町税の納期限までに申請してください。

▶猶予許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、税務課から猶予の許可又は不許可を通知します。

猶予が許可された場合は、税務課から送付される「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付する必要があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類には、下記のようなものがあります。

- ・国債や町長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・土地・建物
- ・町長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合。
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合。
- ・上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった特別な事情がある場合。

猶予期間

- ・猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く町税を完納することができるものと認められる期間
- ・猶予を受けた町税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付

※猶予期間に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、税務課に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)

猶予の取り消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている市町税以外に新たに納付すべきこととなった町税が滞納となった場合 など

※この内容は、平成28年4月1日以降に行う猶予の申請について適用されます。